

河川を利用するには手続きが必要となる場合があります

花火大会などイベント・鳥屋の設置・マラソン行事・テレビ撮影などがそれにあたります。

【河川利用の原則は「自由使用」です】 . . . 手続き不要

河川（堤防・護岸・消波施設などを含む）は、一般市民の自由な使用（散歩、ジョギング等）が認められています。従って、河川を独占的に利用することは原則として認められるべきものではありません。

【例外的に「占用」を認めています】 . . . 手続き必要

公園・運動場などのように国民の健康福祉を増進する場合や鉄道・道路などのように社会経済上の必要性が高い場合などには、公共団体などに対して、独占的な利用（「占用」と呼んでいます）を許可しています。
なお、占用許可がされると各県が定めた占用料が徴収されます。

◎ 個人や団体に対しても次のような場合は占有を認めています。
河川内で行われる工事に伴う仮設物や季節的な行事等のために河川を短期間（原則として1ヶ月以内）使用するのであれば、個人や団体に対しても占有の許可等が認められる場合があります（「一時占用」と呼んでいます）。

この場合、使用される方は事前に河川法の許可申請手続きを行っていただき、審査の上許可書を発行します

<例えば>・大規模な花火大会、狩猟小屋の設置、仮設物の設置、大人数が集まるイベントなど

お願い

※ 許可にあたって概ね1ヶ月程度かかりますので、早めの申請をお願いします。

※ 占用場所にA4サイズ程度の占用看板を設置して頂きます。

【「一時使用」の届出が必要な場合があります】 . . . 手続き必要

許可等の必要のない自由使用と占有（一時占有を含む）による河川利用の中間形態として、個人や団体の利用であって、比較的小規模、かつ短期間での利用で、しかも工作物の設置等が伴わない利用（簡易な工作物は除く）は一時使用届が必要です。なお、一時使用では占用料はかかりません。

<例えば>・小規模で短期間で工作物を設置しないボートレース、水上スキーの練習、マラソン行事、訓練、テレビ撮影等

お願い

※ 使用実態の把握や河川利用者間の調整が必要となる場合もありますので、できるだけ早めの届出をお願いします。

【ご注意】

次のような場合は、「一時占有」「一時使用」は認められません。

- ① 河川を管理する上で（治水・利水・環境上）支障がある場合
- ② 他の河川使用者に危険を及ぼしたり、付近住民に迷惑がかかるおそれがある場合
- ③ 公序良俗に反する場合
- ④ 直接に営利追求になる場合
- ⑤ 河川区域内で実施する合理的理由がない場合

